

(年金会計)：会計基準と企業年金 (1)

英国では、時価を反映した財務報告基準書 17 号が年金の会計基準として導入されようとしている。年金関係者からの批判が大きいものの、2005 年までには導入される予定であり、年金の制度選択や資産運用への影響について論議されている。

わが国では、2001 年 3 月の会計基準の導入が年金基金の運営や制度選択に大きな影響を与えたといわれている。しかし、会計基準と年金制度との間に緊張関係が高まっているのはわが国だけではない。2005 年に国際会計基準 (IAS)19 号「従業員給付」の導入が決まっているが、株価の低迷が続く欧州や米国でも両者の関係が問題になっている。その内、やはり 2005 年に導入予定の財務報告基準書 17 号 (FRS17) の内容が議論されている英国の現状を紹介したい。

これまで英国の企業年金では 1988 年に制定された会計実務基準報告書第 24 号 (SSAP24) が適用されてきた。SSAP24 は長期的な年金数理の観点から毎年の費用を計算しており、その費用が実際に拠出された掛金を上回る場合に、差額を負債に計上する仕組みであった。そのため、年金資産・負債の時価がバランスシート上の負債 (引当金) に直ちに反映されてはいなかった。

これに対し FRS17 では、わが国の新会計基準や米国の FAS87 と同様に、毎年の費用は、
純年金費用 = 勤務費用 + 利息費用 - 期待運用収益 ± 未認識移行時債務・数理上の差異・過去勤務債務の償却 として計算される。

FAS87 と異なるのは、資産・負債について徹底した時価主義をとり、遅延認識を認めないことである。給付改定による債務の増加は受給権付与時に損益計算書に認識する。英国では多くの場合、これは即時認識を意味する。また、期待収益と実際の運用収益との差額や割引率の変更によって生じる数理上の差異は、損益計算書の中で「当期損益」の下段、いわゆるピローゼラインにある、総認識利得損失計算書 (statement of total recognized gains and losses) でやはり即時認識することになった。運用成績が悪化すれば、その分をすぐに計上される点で、FRS17 は、わが国の新会計基準や FAS87 以上に時価主義に忠実だという見方もできる。

FRS17 の導入予定は 2005 年である。ただ、会計基準理事会 (Accounting Standard Board) の奨励もあって、実際にいくつかの企業が FRS17 での開示に踏み切っている。その一例として、ブリティッシュ・テレコムが 2003 年 3 月決算で従来の SSAP24 と新しい FRS17、さらに米国の FAS87 での年金資産・負債を開示している (図表 1)。

まず、損益計算書に計上される年金費用 (1 行目) は三つの会計基準の間に大きな差はない。ところが、時価による損益を直接、反映させる FRS17 では、総認識利得損失に 76 億ポンドのマイナスが出る。SSAP24 では総認識利得損失が 27 億ポンドのプラスであったため、もしも FRS17 が採用されていれば、総認識利得損失は 49 億ポンドの赤字のはずである。

貸借対照表をみると、SSAP24 では4億ポンドの前払い年金債権が計上されるのに対して、FAS87 では25億ポンドの引当金と22億ポンドの追加最小負債、FRS17では63億ポンドの引当金が計上される。株主資本は26億ポンドなので、FRS17では債務超過に陥っていたはずである。FRS17が適用されると運用成績や割引率（金利）の変動が企業の損益・財務に深刻な影響を与えるのがわかる。

英国でも3年連続の株価低迷により、株式への配分が高い確定給付年金は苦境に陥っている。追加掛け金の負担に耐えきれず、確定給付年金への新規加入を停止したり、制度を終了したりする例が増えている。顧問数理人協会（Association of Consulting Actuaries）の調べでは、確定給付年金の内、63%が新規加入を認めず、新入社員には確定拠出年金を提供しているという。ブリティッシュ・テレコム他、英国航空、小売り大手のセインズベリーなどが例である。制度の見直しだけでなく、化学大手ブーツ社の年金は、2000年から2001年にかけて、運用資産の75%あった株式を売却し、満期が30年程度の債券に乗り換えた。

このため、企業年金関係者には、「FRS17が年金運営に悪影響を与えている」という批判も強い。しかし、ブーツ社のように「開示の充実により株式運用の経済的なリスクに気がついたから」として、むしろこうした動きを当然とする年金関係者もいる。

EU指令により、2005年には英国の公開企業も全てIAS19に従うことになる。その際、FRS17が現在のIAS19に近づくのか、IAS19がFRS17のような時価主義に改められるのか、どちらの可能性も否定できない。しかし、もともとのSSAP24に戻る可能性が低いのは確かである。

（臼杵 政治）

図表1：ブリティッシュ・テレコムの財務諸表にみる年金会計基準の比較（2003年3月末決算）
損益計算書 総認識利得損失計算書への計上額
純年金費用の比較（費用の増加をプラスの符号とする）

	FRS17	FAS87	SSAP24
税引前当期利益に計上されている年金費用	215	461	322
参考：当期税引前利益			1,461
（以下はFRS17のみ）			
期待運用収益と実際運用収益の差額	6,995	N.A.	N.A.
給付設計に関わる損益	-1,056		
年金債務の割引率変更による損失	1,660		
+ + ネット総認識利得損失への影響	7,599		
参考：当期総認識利息損失			2691

貸借対照表への計上額
年金負債（引当金）の比較（負債の増加をプラスの符号とする）

	FRS17	FAS87	SSAP24
	2003年3月末	2002年12月末	2002年12月末
年金資産（公正価値）	-21,500	-22,757	N.A.
年金債務	30,533	30,277	
ネット積立不足	9,033	7,520	
内引当金部分	9,033	2,497	
同上税効果考慮後	6,323 (9,033 × 0.7)		-418
（以下はFAS87のみ）			
追加最小負債のれん	N.A.	3,297 -105	N.A.
その他の包括損益に認識される年金債務		3,192	
同上税効果考慮後	N.A.	2,234 (3,192 × 0.7)	
参考：株主資本			2,642